

経 済 産 業 省

20121009貿局第1号
輸出注意事項24第60号
経済産業省貿易経済協力局

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成24年10月18日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部改正について

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」（平成22年3月15日付け輸出注意事項22第16号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成24年11月1日から施行する。

「麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）＜改正案＞

○麻薬又は向精神薬の原材料の輸出承認について（輸出注意事項２２第１６号（２２．３．１５）

改 正 後	現 行
1、2 （略） 3 輸出承認の申請 (1) (略) (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ① <u>輸出承認申請内容明細書（別紙様式１－①、②）</u> <u>（別紙様式１－②は、最終需要者が複数である場合に限る。）</u> 1通 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> ② 輸出承認取得実績一覧表（同一の規制物質、買主及び荷受人の輸出承認証を取得した実績がある場合に限る。）（別紙様式２） 1通 ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通 ④ 混合比率が記載された成分表等（当該貨物が混合物である場合に限る。） 1通 ⑤ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第５０条の２７の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（<u>輸出承認の申請をする規制物質について申請実績がない場合又は前回の申請時まで提出した当該届出について有効期間を満了するか、記載された事項に変更が生じた場合に限る。</u>） 1通 ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法第５０条の３０第１項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（当該貨物が麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和２８年政令第５７号）第１条に掲げる特定麻薬向精神薬原料の場合に限る。） 1通 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> ⑦ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類 4 顧客リストの登録 アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン、硫	1、2 （略） 3 輸出承認の申請 (1) (略) (2) 輸出承認申請の際の添付書類 ① <u>申請理由書 1通（別紙様式１）</u> ② <u>取引内容等明細書（別紙様式２－①、②）（別紙様式２－②は、最終需要者が複数である場合に限る。）</u> 1通 ③ 輸出承認取得実績一覧表（同一の規制物質、買主及び荷受人の輸出承認証を取得した実績がある場合に限る。）（別紙様式３） 1通 ④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通 ⑤ 混合比率が記載された成分表等（当該貨物が混合物である場合に限る。） 1通 ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和２８年法律第１４号）第５０条の２７の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（<u>規制物質、買主若しくは荷受人のいずれかを新規で申請する場合（以下「新規案件」という。）又は当該届出の更新後、初回の輸出承認申請の場合に限る。</u>） 1通 ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法第５０条の３０第１項の規定に基づく届出が受理されたことを証する書面の写し（当該貨物が麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和２８年政令第５７号）第１条に掲げる特定麻薬向精神薬原料の場合に限る。） 1通 ⑧ <u>新規案件の概要（新規案件に限る。）（別紙様式４）</u> 1通 ⑨ <u>最終需要者の所在を確認できる書類（新規案件に限る。）</u> 1通 ⑩ その他経済産業大臣が特に必要があると認める場合は、当該書類 4 顧客リストの登録 アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン、塩化水素の水溶液、トルエン、硫

酸及びこれらを濃度５０パーセント（塩化水素の水溶液、硫酸については濃度１０パーセント）を超えて含有するものの輸出承認申請をしようとする者は、バルク輸出（買主が現地でストックし顧客に販売するもの）のため、申請時に最終需要者の特定が困難である場合に限り、想定される最終需要者を明記の上、事前又は当該申請時に顧客リスト（別紙様式３）２通を提出するものとする。

- (注) １ 提出された顧客リストは、登録番号等を記載して１通を申請者に返却する。
- ２ 規制物質、買主、買主以降の商品流通経路及び最終需要者が前回の輸出承認と同一である場合は、顧客リストの登録年月日及び登録番号を「輸出承認申請内容明細書（別紙様式１－①）」の「最終需要者」欄に記載すること。
- ３ 登録された顧客リストの内容に追加、名称、所在地の変更等がある場合には、新たに顧客リストを登録すること。

５ （略）

別紙第１ ～ 別紙第２ （略）

（削除）

酸及びこれらを濃度５０パーセント（塩化水素の水溶液、硫酸については濃度１０パーセント）を超えて含有するものの輸出承認申請をしようとする者は、バルク輸出（買主が現地でストックし顧客に販売するもの）のため、申請時に最終需要者の特定が困難である場合に限り、事前又は当該申請時に顧客リスト（別紙様式５）２通を提出するものとする。

- (注) １ 提出された顧客リストは、登録番号等を記載して１通を申請者に返却する。
- ２ 規制物質、買主及び最終需要者が前回の輸出承認と同一である場合は、顧客リストの登録年月日及び登録番号を「取引内容等明細書（別紙様式２）」の「最終需要者」欄に記載すること。
- ３ 登録された顧客リストに最終需要者の追加、名称、所在地の変更等がある場合には、新たに顧客リストを登録すること。

５ （略）

別紙第１ ～ 別紙第２ （略）

別紙様式１

輸出承認申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名

住 所

１．輸出の経緯及び概要

２．当該貨物が輸出令別表第２に該当する具体的理由

３．その他

(削除)

別紙様式2-①

取引内容等明細書

申請日 年 月 日

申請者（記名押印又は署名）

（住所）

担当者（所属部署名）

（氏名）

（電話番号） （ ） 内線

1. 輸出しようとする貨物名、メーカー名、数量及び価額

<u>貨物名</u>	<u>別2</u>	<u>メーカー名</u>	<u>数 量</u>	<u>価 額</u>	
				<u>単 価</u>	<u>総 額</u>
<u>（輸出承認申請にかかる総価額）</u>					<u>計</u>

2. 貨物の輸送ルート（経由地（積替地又は寄港地）をすべて記載。）

（積出港） （経由地） （最終仕向国及び通関地）

3. 買主の名称、所在地、電話番号及び概略（事業内容、従業員数等。以下同じ。）

4. 荷受人の名称、所在地、電話番号及び概略

5. 最終需要者の名称、所在地、電話番号及び概略並びに1. で記載した貨物の使用予定工場等の名称及び所在地（複数存在する場合は「最終需要者一覧表」に記載のこと。）

6. 最終需要の概要（1. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）

別紙様式1-①

輸出承認申請内容明細書

輸出承認申請の内容について、以下のとおり補足説明をいたします。

申請日	年 月 日	*承認証番号	
1. 申請者 (会社名・肩書き・代表者名) (記名押印又は署名) (住所)	担当者氏名	所属部署	
	電話番号		
2. 輸出しようとする貨物および規制物質名			
商品名（貨物名）	規制物質名	別2等項番	製造者（メーカー）名
3. 申請理由			
4. 貨物の輸送ルート（経由地（積替地又は寄港地）を全て記載） (積出港) (経由地) (最終仕向国及び通関地)			
5. 輸入者の名称、所在地及び概略			
買主	(名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		
荷受人	(名称) (所在地) (従業員数)		

	<u>(出資情報)</u> <u>(事業内容)</u>
6. 最終需要者の名称、所在地及び概略	
<u>最 終 需 要 者</u>	<u>(名称)</u>
	<u>(所在地)</u>
	<u>(従業員数)</u>
	<u>(出資情報)</u>
	<u>(事業内容)</u>
<u>使 用 予 定 工 場 等</u>	<u>(名称)</u>
	<u>(所在地)</u>
7. <u>貨物の使用目的及び使用方法</u>	
8. <u>その他</u>	

別紙様式1－②

最終需要者一覧表

(PAGE /)

最終需要者の概要		<u>商品名（貨物名）</u>	数量	金額
<u>最終需要者</u> <u>(名称)</u> <u>(所在地)</u> <u>(従業員数)</u> <u>(出資情報)</u> <u>(事業内容)</u>				
<u>使用予定工場等</u> <u>(名称)</u> <u>(所在地)</u>				
<u>貨物の使用目的及び使用</u> <u>方法</u>				

別紙様式2－②

最終需要者一覧表

(PAGE /)

最終需要者の概要	<u>貨 物 名</u>	数 量	金 額
<u>(1) 名称</u> <u>(2) 所在地</u> <u>(3) 電話番号</u> <u>(4) 使用工場名及び所在地</u> <u>(5) 概略（事業内容等）</u> <u>(6) 最終需要の概要（貨物の使用目的及び使用方法等）</u>			

合 計					社							
(注)「最終需要者一覧表」は、最終需要者が複数存在する場合のみ記載し、提出する。												
別紙様式2												
年 月 日												
輸出承認取得実績一覧表												
規制物質名				申請者名 (肩書・代表者名・住所)								
買主名				担当者名								
荷受人名				連 絡 先								
承 認 日	承 認 番 号	承認数量	承認総額	輸出数量								
(注)「輸出数量」欄には、それぞれの輸出承認証によって輸出した数量の合計を記載する。												

合 計					社							
(注) 上記「最終需要者一覧表 (別紙様式2-②)」は、最終需要者が複数存在する場合のみ記載し、提出すればよい。												
別紙様式3												
年 月 日												
輸出承認取得実績一覧表												
貨物名				申請者名								
買主名				担当者名								
荷受人名				連 絡 先								
①												
②												
③												
承 認 日	承 認 番 号	承認数量	承認総額	輸出数量								
(注)「輸出数量」欄には、それぞれの輸出承認証によって輸出した数量の合計を記載する。												

(削除)

別紙様式4

年 月 日

新規案件の概要

申請者名

担当者名

連絡先

輸出承認申請をする規制物質は

☐アセトン ☐エチルエーテル ☐トルエン ☐エチルメチルケトン ☐ピペリジン

☐ピペロナール ☐塩酸 ☐硫酸 ☐無水酢酸 ☐過マンガン酸カリウム

☐その他（ ）

である。

1. 規制物質及び買主について

①当該買主との取引年数（ 年）

②当該買主への当該規制物質の輸出実績は ☐有る ☐無い

[]

その際の輸出承認の取得

☐有り ☐無し ☐少額

☐無承認

③当該買主への他の規制物質の輸出実績は ☐有る ☐無い

[]

2. 規制物質及び荷受人について

①当該荷受人との取引年数（ 年）

②当該荷受人への当該規制物質の輸出実績は ☐有る ☐無い

[]

別紙様式3

顧 客 リ ス ト

経済産業大臣 殿

提出日 平成 年 月 日
申請者（記名押印又は署名）
（住所）

登録年月日	
登 録 番 号	

担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号） （内線）

1. <u>商品名（貨物名）、規制物質名、メーカー名</u>		
<u>商品名</u> <u>（貨 物 名）</u>	<u>規制物質名</u>	<u>メーカー名</u>
2. <u>買主の概略</u> <u>（名称）</u> <u>（所在地）</u> <u>（従業員数）</u>		

③当該荷受人への他の規制物質の輸出実績は ☐有る ☐無い

④当該荷受人の電話番号及び住所等についての情報提供者は

☐買主 ☐買主以外（具体的には _____）

3. 今後の契約継続見込みは ☐有る ☐無い

別紙様式5

顧 客 リ ス ト

経済産業大臣 殿

提出日 平成 年 月 日
申請者（記名押印又は署名）
（住所）

登録年月日	
登 録 番 号	

担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号） （内線）

1. <u>貨物名、メーカー名、1回取引当たりの平均数量（kg）、価額</u>			
<u>貨 物 名</u>	<u>メーカー名</u>	<u>数 量</u>	<u>価 額</u>
2. <u>買主の名称、所在地、電話番号、概略（事業内容、従業員数）</u>			

<u>最終需要者の概要</u>		
<u>最終需要者</u> (名称) (所在地) (従業員数) (出資情報) (事業内容)		<u>(貨物の使用目的及び使用方法等)</u>
<u>使用予定工場等</u> (名称) (所在地)		
<u>合 計</u>	社	

最終需要者の名称、所在、電話番号、最終用途		
名 称 (日本語及び英語)	所 在 地、電 話 番 号 (英 語)	最 終 用 途 (日本語及び英語)

(注)「名称」欄には、和名があれば仮名を記載し、括弧で英語名をアルファベット記載する(和名がなければ英語のみでよい)。